

フリーランス・ギグワーカーの 社会保険の適用の在り方について

2024年3月7日

働き方の多様化を踏まえた
被用者保険の適用の在り方に関する懇談会



プロフェッショナル & パラレルキャリア
フリーランス協会

誰もが自律的なキャリアを築ける世の中へ

全世代型社会保障構築会議 報告書（令和4年12月16日）（抜粋）【再掲】

◆ フリーランス・ギグワーカーについて

フリーランス・ギグワーカーについて、その被用者性の捉え方などの検討を深め、必要な整理を行うとともに、より幅広い社会保険の在り方を検討する観点からの議論を着実に進めるべきである。

具体的には、まずは、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」に照らして、現行の労働基準法上の「労働者」に該当する方々については、「被用者性」も認められ、適用除外の対象となる場合を除いて被用者保険が適用される旨を明確化した上で、その適用が確実なものとなるよう、必要な対応を早急に講ずるべきである。

そのうえで、上記以外の、「労働者性」が認められないフリーランス・ギグワーカーに関しては、新しい類型の検討も含めて、被用者保険の適用を図ることについて、フリーランス・ギグワーカーとして働く方々の実態や諸外国の例なども参考としつつ、引き続き、検討を深めるべきである。

◆ デジタル技術の活用

被用者保険の適用拡大を更に進めていくにあたっては、マイナンバー制度を含め、デジタル技術の積極的な活用を図ることによって、働く人一人ひとりの就労状況や所得を公平かつ正確に把握できる環境整備が重要である。

◆ 女性の就労の制約と指摘される制度等について

女性就労や高齢者就労の制約となっていると指摘される社会保障制度や税制等について、働き方に中立的なものにしていくことが重要である。この点に関し、被用者保険が適用されることのメリットを分かりやすく説明しながら、適用拡大を一層強力に進めていくことが重要である。

◆ 被用者保険適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実

今後、被用者保険の更なる適用拡大を実現するためには、新たに対象となる事業主や労働者に対して、被用者保険の適用に関する正確な情報や、そのメリットについて、分かりやすく説明し、理解を得ながら進めることが極めて重要である。厚生労働省のみならず、業所管省庁もメンバーとする政府横断的な検討体制を構築し、事業主の理解を得て円滑に進めるための具体的な方策を検討すべきである。

また、いわゆる「就業調整」の問題に対しては、被用者保険適用に伴う短時間労働者の労働時間の延長、基幹従業員として従事することによる企業活動の活性化などの好事例を、業所管省庁の協力を得て積極的に集約するとともに、これらの好事例や具体的なメリットを労働者や事業主が実感できるような広報コンテンツやその活用法について、広報実務の専門家、雇用の現場に詳しい実務家などの参加も得た上で検討・作成し、業所管省庁の協力も得て広範かつ継続的な広報・啓発活動を展開するべきである。

27

働き方に中立的な社会保障制度等の構築②

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について
（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）

1. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築（被用者保険関係抜粋）

<② 「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組>

（勤労者皆保険の実現に向けた取組）

◆ 短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃

- ・ 週20時間以上勤務する短時間労働者への被用者保険の適用拡大について、報告書において「早急の実現を図るべき」とされたことを踏まえ、2024年末の結論に向けて企業規模要件の撤廃等について引き続き検討する。

◆ 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消

- ・ 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消について、報告書において「早急を図るべき」とされたことを踏まえ、2024年末の結論に向けて引き続き検討する。

◆ 週所定労働時間20時間未満の労働者、常時5人未満を使用する個人事業所への被用者保険の適用拡大

- ・ 週所定労働時間20時間未満の労働者について、報告書において「具体的な方策について、実務面での課題や国民年金制度との整合性等を踏まえつつ、着実に検討を進めるべき」とされたこと、また、常時5人未満を使用する個人事業所への被用者保険の適用拡大については、「被用者保険の適用を図る道筋を検討すべき」とされたことを踏まえ、2024年末の結論に向けて引き続き検討する。

◆ フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方の整理

- ・ フリーランス・ギグワーカーについて、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」に照らして、現行の労働基準法上の「労働者」に該当する方々については、「被用者性」も認められ、適用除外の対象となる場合を除いて被用者保険が適用される旨を明確化したところ、その適用が確実なものとなるよう、労働行政と社会保険行政との連携を図っており、着実に推進していく。
- ・ 上記以外の「労働者性」が認められないフリーランス・ギグワーカーに関しては、新しいタイプの検討も含めて、被用者保険の適用を図ることについて、フリーランス・ギグワーカーとして働く方々の実態や諸外国の例なども参考としつつ、引き続き、検討を深める。

◆ 年収の壁に対する取組

- ・ いわゆる「年収の壁」については、社会全体で労働力を確保するとともに、労働者自身も希望どおり働くことのできる環境づくりに向けて、当面の対応策である「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行する。
- ・ また、「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、制度の見直しに取り組む。

<③ 2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組>

- フリーランス・ギグワーカーの社会保険適用の在り方も含めた勤労者皆保険の構築など、働き方に中立的な社会保険制度の在り方の検討

10

フリーランス・ギグワーカーについて

フリーランスについて

- 実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者

出典：「フリーランスとして安全に働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和3年3月26日、内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）

- 業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう

出典：「フリーランス・事業者間取引適正化等法」（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）（※）

※ 法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」と表現している。

※当事者認識はこの限りではない
例）出版契約、マネジメント契約など

ギグワーカーについて

- ギグワーカーは、一般的に、インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く就業形態で働く者のことを指す。

出典：全世代型社会保障構築会議 報告書（令和4年12月16日）

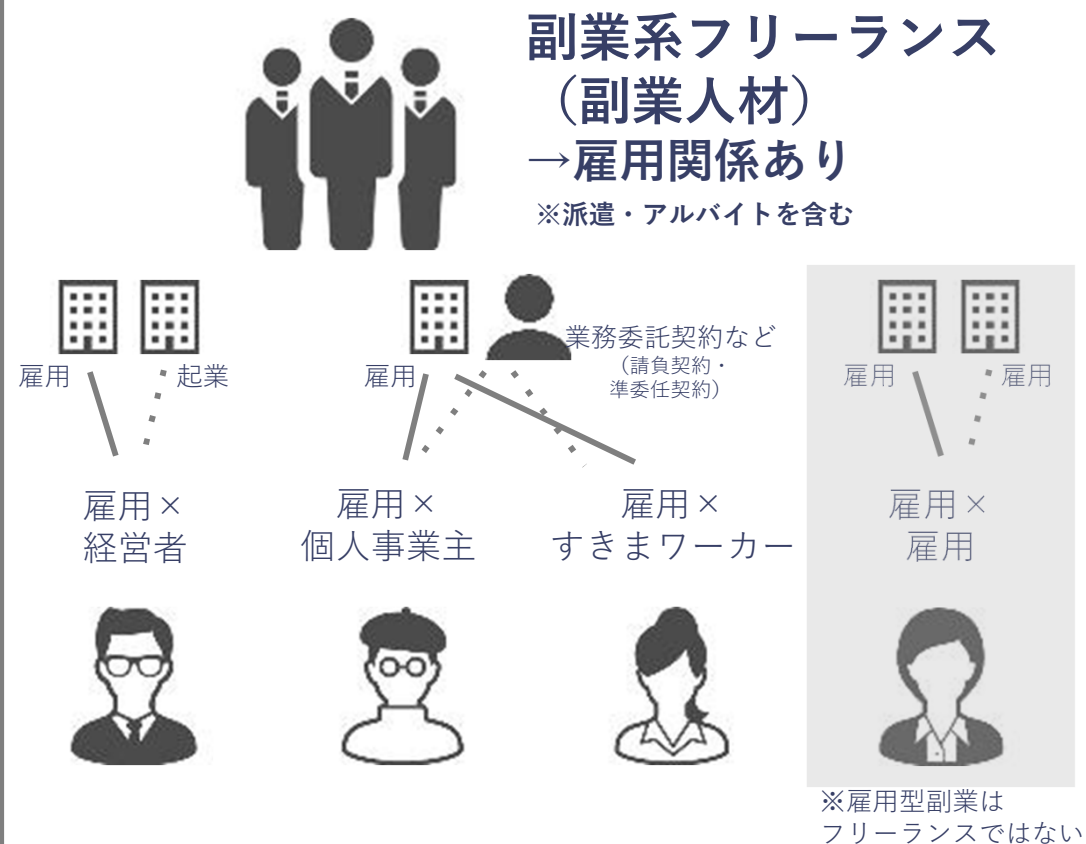
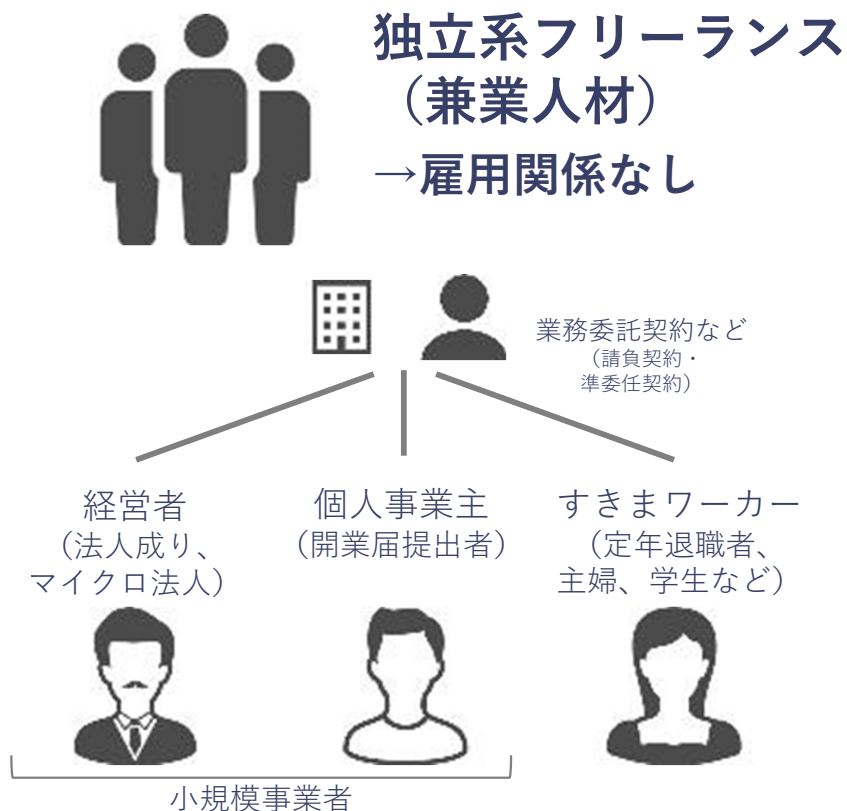
- スマートフォンのアプリケーションを通して、サービスの利用者と提供者をマッチングするビジネスモデルで営む企業。輸送(タクシー配車)、配達(料理・食品等のデリバリー)といった分野で普及している。こうしたサービスに従事する者は「ギグ・ワーカー」といわれる。企業は「ギグ・ワーカー」を雇用しているわけではなく、「個人請負」である人たちをサービス利用者と結びつける基盤(プラットフォーム)を与えているとの立場をとっている。

出典：独立行政法人 労働政策研究・研修機構HP「「ギグ・ワーカーは個人請負」ーカリフォルニア州住民投票で賛成多数」

※ギグワークを主な収入源とするフリーランスは
約5%（フリーランス白書2023、詳細別添）

「特定の企業や団体、組織に専従しない独立した形態で、
自身の専門知識やスキルを提供して対価を得る人」

⇒ 雇用ではなく、業務委託・自営で
会社の看板ではなく、自分の名前で



機会：
独立・副業の敷居が低下

課題：
労働人材不足と経済縮小

一億総活躍

人生100年時代

副業解禁

スキルシェア

関係人口創出

70歳までの就業機会確保

オープンイノベーション



**多様な働き方が
可能&求められる時代に**

<国内フリーランス人口>

基幹統計で257万人（本業209万人、副業48万人）

2023年就業構造基本調査

推計では462万人（本業214万人、副業248万人）

2020年内閣官房調査

誰もが、いつか フリーランスになりうる

多様化するフリーランス人材

フリーランスと一口に言っても、職種や働き方は千差万別



出典：フリーランス協会「独立・副業の手引き」に加筆・加工
https://www.freelance-jp.org/start_freelance

職種共通の前提：フリーランスは事業者

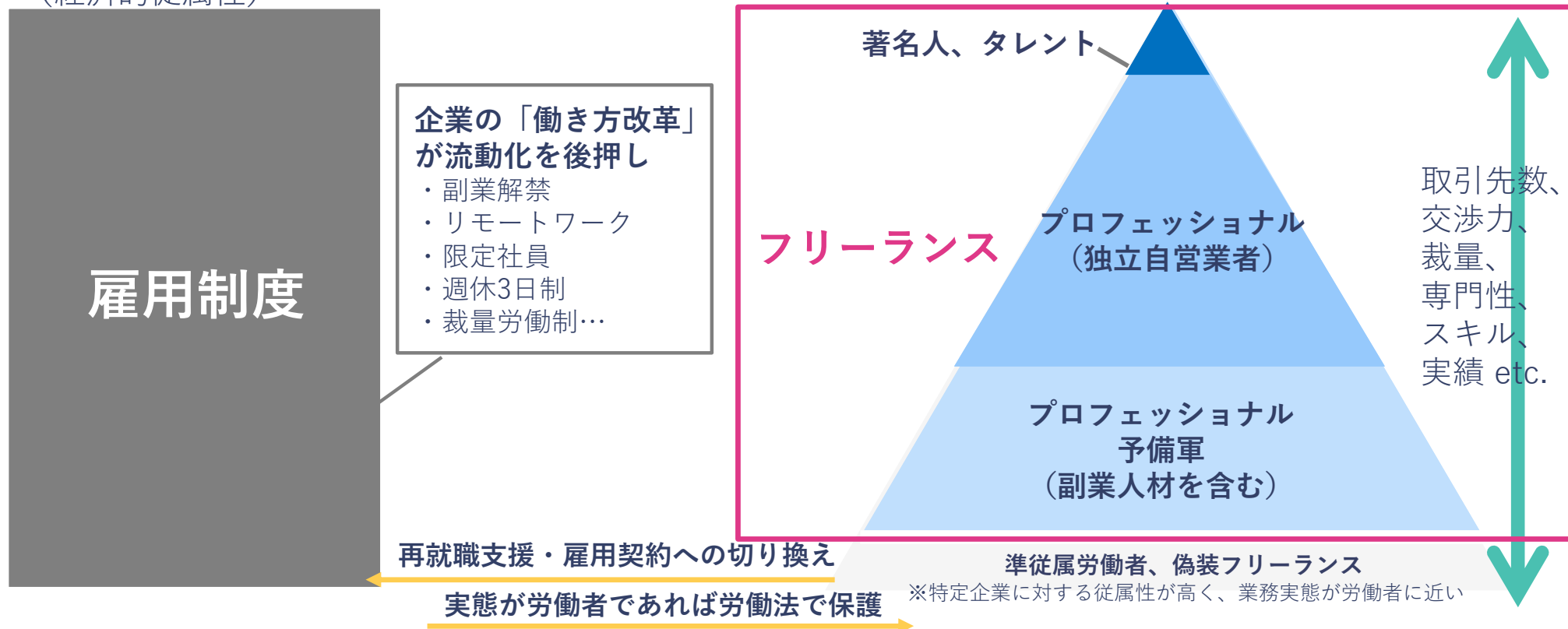
働き方の裁量（自律性）と経済自立性を前提に、
事業リスクを負う責任と覚悟を持った「**自律的な働き方**」

労働者 = 労働法による保護

- ・ 場所/時間/業務量の制約（人的従属性）
- ・ 特定取引先への経済的依存性が高く、雇用主が定めた就労規則や雇用条件で働く（経済的従属性）

事業者 = 競争法による保護

- ・ 就労場所/時間/業務量の裁量あり（自律性）
- ・ 不特定多数の取引先と、双方合意した契約条件で働く（経済的自立性）



フリーランスに対する適用法の整理

フリーランスとして業務委託契約を締結していても、
労働者性が認められると判断され、実態として「労働者」に該当する場合は、
労働関連法令が適用される

事業者全般と
フリーランス全般との取引
→独占禁止法が適用

事業者全般と
従業員を使用しない BtoB フリーランスとの取引
→フリーランス・事業者間取引適正化等法
(フリーランス新法) が適用

資本金 1,000万円超の法人事業者と
フリーランス全般との取引
→下請法が適用

実態が「労働者」
→労働法が適用

画像出典：「偽装フリーランス防止のための手引き」（フリーランス協会）
<https://blog.freelance-jp.org/20240220-20849/>

※「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（厚生労働省ほか）に追記

他方で、労働者保護への反発も

例) フードデリバリー配達員の（労組上の）労働者認定に反対する声

蛙@プロ地獄選手
@sakeubereastshuk

とりあえずユニオンが俺らの代表だと思ったことは一度もないしそんなに労働者の権利がほしいならハローワーク行って仕事探したほうがいいぞ



弁護士（右）と打ち合わせをする土屋俊明執行委員長（中央）らウーバーイーツユニオンのメンバー＝東京都庁（池田まみ撮影）

◆一方的なルール変更に翻弄される配達員

審理では、労組「ウーバーイーツユニオン」（約30人）側が業務中のけがの補償の充実や報酬制度の透明化に向けて団交を要求。これに対し、ウーバー側は「会社

UberGuild TOKYO
@UberXakiHera

【緊急アンケート】

ウーバーイーツユニオン の【Uber配達員を雇用しろ!】に対するアンケートです。

forms.gle/3Nwbh6sKi1Pigv...

数は力だお(-w-)ゞ

docs.google.com
UberEats配達員の労働者認定に反対します。
昨今、ウーバーイーツユニオンと名乗るネットサークルが東京都労働委員会に対し「ウーバーイーツ配達員は労働者で...

午前6:53・2022年2月17日・Twitter for iPhone

47 件のリツイート 26 件の引用ツイート 100 件のいいね

UberGuild TOKYO
@UberXakiHera・2月18日

返信先: @UberXakiHeraさん

署名100名突破!

数は力ですお(-w-)ゞ

UberEats配達員の労働者認定に反対します。

質問 回答 100 設定

ウーバー専業配達員 ユッコ
@yonyon989

☆フードデリバリーの配達員へ
大きな配達員の組合が2つあります。
どちらを支持しますか?

ウーバーイーツユニオン	14%
UberGuild (グリッド)	7.4%
どちらも支持しない	50.1%
その他、閲覧用	28.5%

1,131票・最終結果

午前1:09・2022年2月20日・Twitter for iPhone

14 件のリツイート 13 件の引用ツイート 73 件のいいね

ウーバー専業配達員 ユッコ @yonyon989・2月20日

返信先: @yonyon989さん

意図的直です。
この際、はっきりさせましょう。笑

ウーバー専業配達員 ユッコ @yonyon989・2月20日

返信先: @yonyon989さん

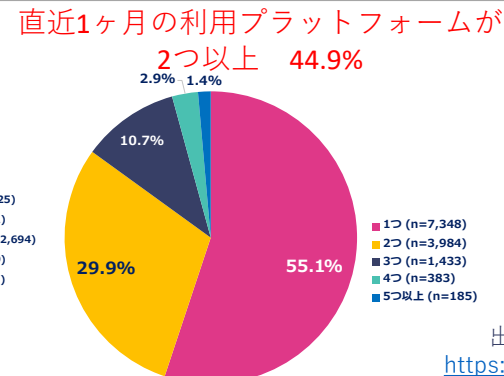
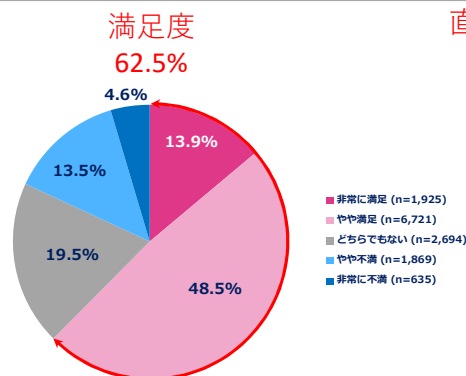
投票数は力です。ウム

小さな声を大きな声へ
フリーランス
白書 2022

フリーランス
実態調査 1,236 名の声

5 周年

フードデリバリー配達員
実態調査 13,844 名の声



自由回答全件、
グループインタビュー結果
も公開中

出典: 「フードデリバリー配達員実態調査」
<https://blog.freelance-jp.org/20220329-14798/>

グラデーション化する働き方

	労働者				事業者					
	正規雇用		非正規雇用		フリーランス（462万人）					
	フリーター				一部に、準従属労働者を含む					
	正社員	派遣社員・ 契約社員	パート・ アルバイト	日雇い・ 非常勤	偽装フリー ランス	常駐フリー	事務所 所属	ギグ ワーカー	請負・ 委託	自営
取引先との 契約	雇用契約	雇用契約	雇用契約	雇用契約	業務委託 契約	業務委託 契約	マネジメン ト契約	利用規約	業務委託 契約	業務内容に よる
支払い	給与	給与	給与	給与	給与～業務 委託報酬	業務委託 報酬	ギャラン ティー	業務委託 報酬	業務委託 報酬	業務内容に よる
社会保険	企業で加入	企業で加入	勤務時間数 による	個人で加入	個人で加入	個人で加入	個人で加入	個人で加入	個人で加入	個人で加入
指揮命令	あり	あり	あり	あり	あり	あり～なし	あり～なし	なし	なし	なし
時間・場所の 制約	あり※	あり※	あり※	あり※	あり※	あり※～ なし	なし	なし	なし	なし
報酬の値決め の裁量	なし	なし	なし	なし	なし	あり～なし	あり～なし	あり～なし	あり	あり
取引先の数	1	1	複数	不特定多数	1	若干数	1 （事務所）	複数 （プラット フォーム利用）	不特定多数	不特定多数

※テレワーク促進により、徐々に制約から解放

出典：「フリーランス白書2020」（フリーランス協会）
<https://blog.freelance-jp.org/20200612-9648/>

リモートワークの普及で、労働者の概念そのものが
 時代にそぐわなくなっていることの指摘も
 （新しい時代の働き方に関する研究会→労働基準関係法制研究会の議論）

フリーランスの環境整備の進捗

今秋の「フリーランス新法」施行で、業務トラブル対策が進む期待

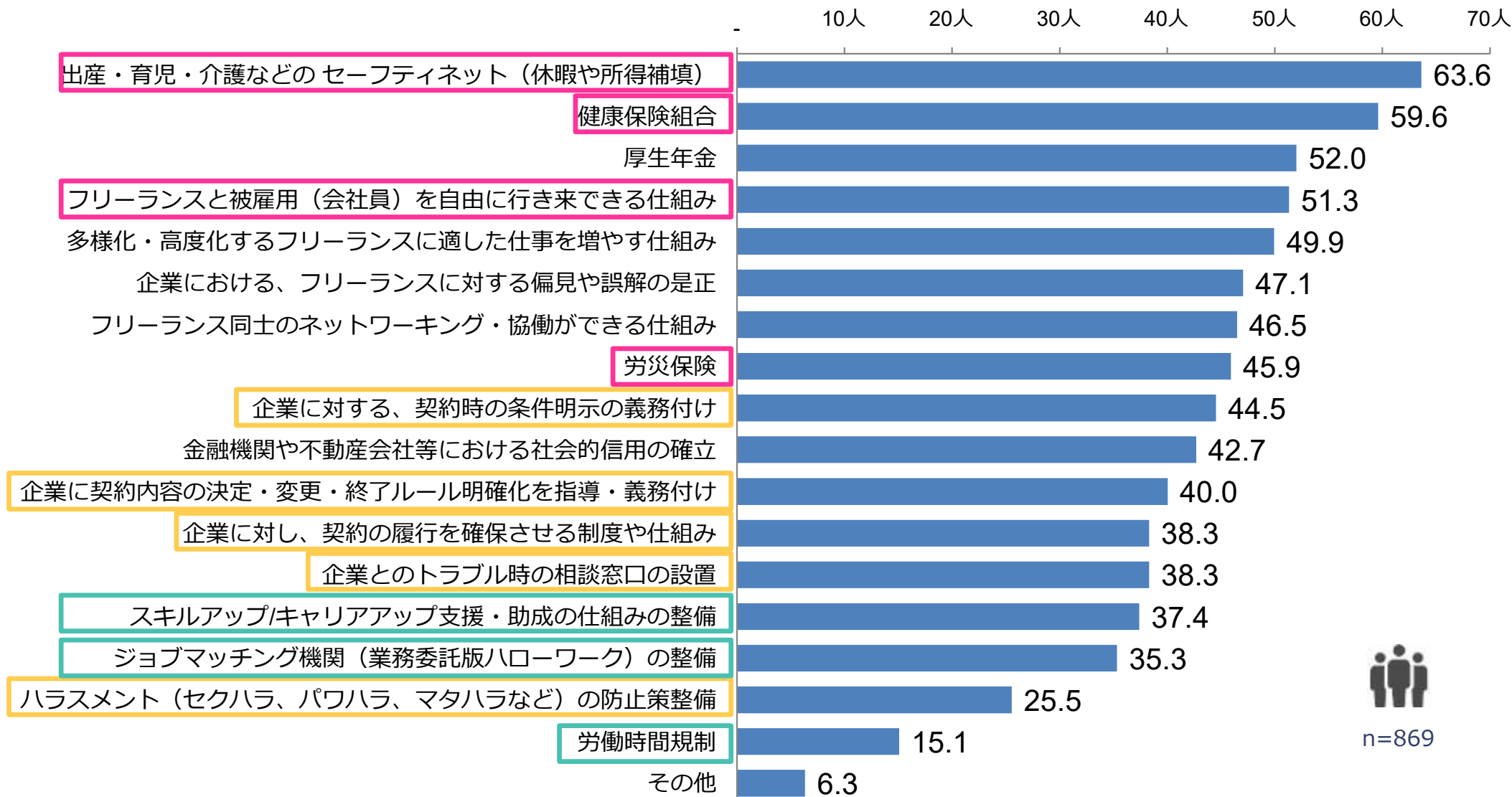
賛否両論 事業リスク対策 Business Risk	← → 働き方に中立なセーフティネットやルールが必要	業務トラブル対策 Business Trouble	ライフリスク対策 Life Risk
失業保険	Done	契約条件の明示	NotYet 出産・育児・介護の セーフティネット (出産手当金・育児休業給付金・ 介護休業給付金が無い)
キャリア支援・助成 (教育訓練給付金、職業訓練受講 給付金)	Done	契約内容の決定・変更・終了 ルールの明確化	NotYet 健康保険 (傷病手当金・出産手当金が無い、 健診が手薄、高い保険料負担)
ジョブマッチング機関 (業務委託版ハローワーク)	Done	契約の履行確保	NotYet 厚生年金 (一階建て、 障害年金・遺族年金に格差)
最低報酬	Done	ハラスメントの防止 (セクハラ、パワハラ、 マタハラなど)	Going 労災保険 (保険料は自己負担、 職種制限あり)
労働時間規制	Done	トラブルの相談窓口	

2018年3月厚生労働省「雇用類似の働き方に関する検討会報告書」の5（10）総括で挙げられた事項等を基に、平田が加筆整理
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000200751.html>

最もニーズが多いのがライフリスク対策

Q. :フリーランスや副業をするといった新しい働き方を
日本で選択しやすくするためには、何が必要だと思いますか？

□ ライフリスク
□ ビジネストラブル
□ ビジネスリスク



n=869

出典：フリーランス協会「プロフェッショナルな働き方・フリーランス白書2019」

<https://blog.freelance-jp.org/20190306-3534/>

ライフリスクに備えるセーフティネットの脆弱性

働き方問わず誰もが平等に抱えているはずの「生命・身体のリスク」だが、
会社員とフリーランスのセーフティネットに大きな格差

健康 リスク

健康保険

- 疾病手当金が無い
(任意給付)
- 出産手当金が無い
(任意給付)
- 働き盛り世代の予防
医療（健康診断・人
間ドック）が不足
- 保険料の経済的負担
が大きい

健康 リスク

労災保険

- 一部職種（※）に認め
られた特別加入制度の
保険料は自己負担
- 労災認定基準が就労実
態にそぐわない可能性

※芸能従事者、アニメー
ション制作従事者、柔道整
復師、フードデリバリー配
達員、IT系フリーランス
↓
今秋からすべての特定受託
事業者が加入可能に

出産・介護 リスク

雇用保険

- 介護休業給付金が無
い
- 育児休業給付金が無
い
- 職業訓練給付金が無
い

加齢 リスク

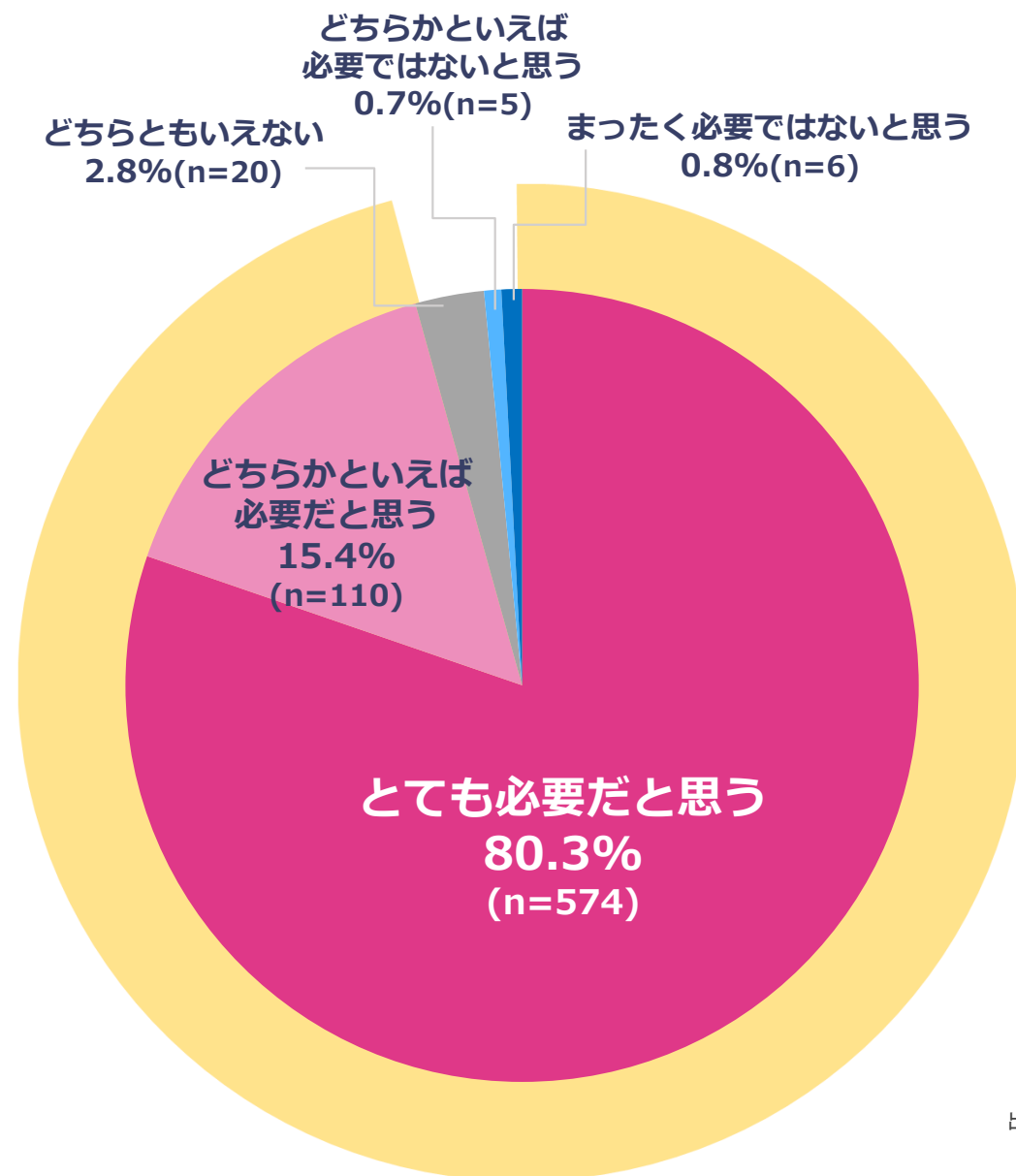
年金保険

- 一階建て
- 遺族基礎年金の受給は
18歳以下の子がいる
場合のみ（会社員は配偶
者のみでも受給可）
- 障害年金は障害等級1
級または2級まで（会社
員は3級でも受給可）

働き方に中立な社会保障制度のニーズ

Q.あなたは会社員・フリーランスなどの働き方の違いに関わらず、医療や雇用、老後の財源に対する社会保障が提供されることが必要だと思いますか。（単一回答）

(n=715 単位：%)
※小数点以下第二位四捨五入



働き方の違いに関わらず社会保障が
提供される
必要性を感じている
フリーランス
95.7%

出典：フリーランス協会「フリーランス白書2021 第4部 社会保障に対する課題感」
<https://blog.freelance-jp.org/20210325-12032/>

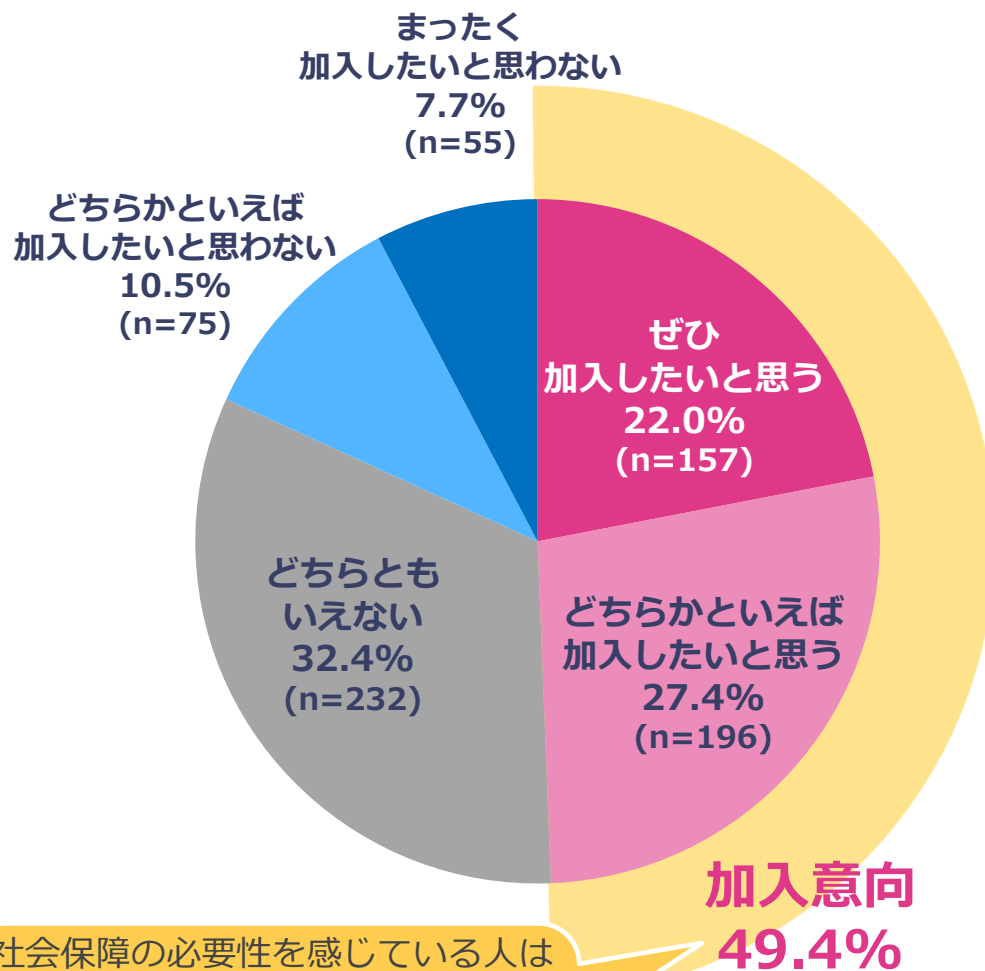
協会けんぽ・厚生年金への加入意向（保険料試算に基づく）

(n=715 単位：%)

※小数点以下第二位四捨五入

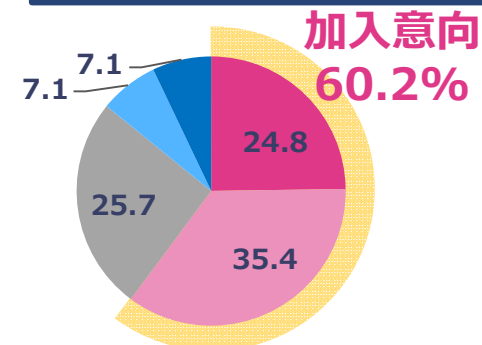
Q.個人事業主も自己負担でこのような健康保険（協会けんぽ）と厚生年金に加入できるとしたら、あなたは加入したいと思いますか。（単一回答）

全体(n=715)

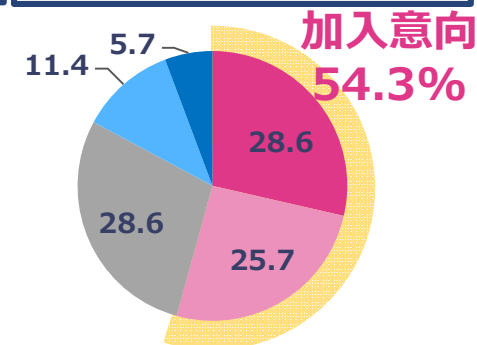


社会保障の必要性を感じている人は95.7%であるにも関わらず、法人成りすれば実質可能となる
協会けんぽ・厚生年金への加入意向となると半数に減少

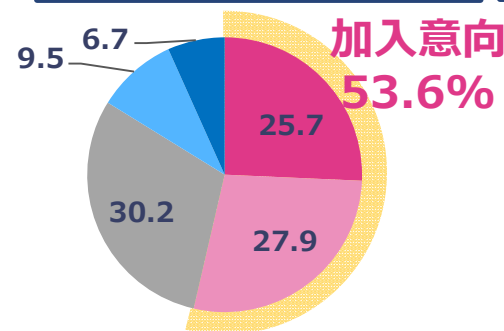
30代・配偶者有(n=113)



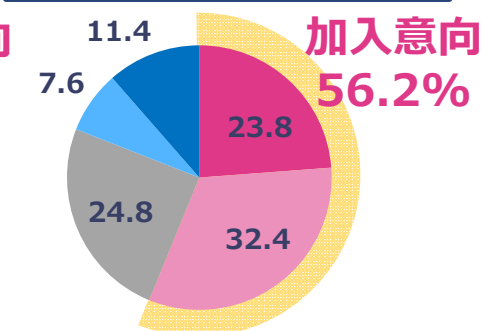
30代・配偶者無(n=70)



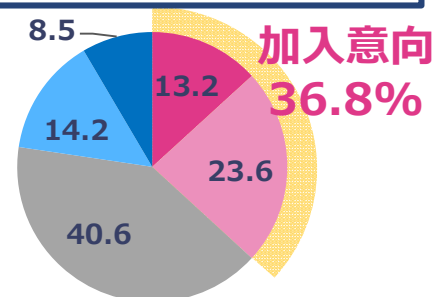
40代・配偶者有(n=179)



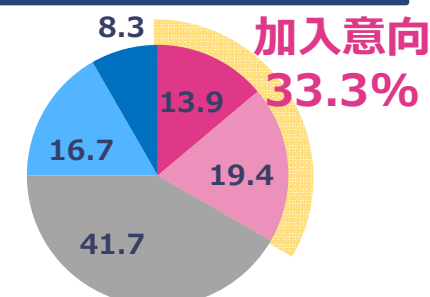
40代・配偶者無(n=105)



50代・配偶者有(n=106)



50代・配偶者無(n=72)



出典：フリーランス協会「フリーランス白書2021 第4部 社会保障に対する課題感」

<https://blog.freelance-jp.org/20210325-12032/>

※医療保険・厚生年金試算表ーパターン1

●パターン1：40歳・扶養対象配偶者なし



- ・40歳から協会けんぽ、厚生年金
- ・20歳～39歳までは国民年金のみ（未納期間なし）
- ・平均所得400万円/東京都
- ・今後、各保険料を20年間支払う場合

①支払う額		月額	年額	内訳
仮定	健康保険（協会けんぽ）・厚生年金	101,864	¥1,222,368	健康保険料（¥39,644/月）
				厚生年金保険料（¥62,220/月）
現状	国民健康保険・国民年金	59,826	¥ 717,912	国民健康保険料（¥43,286/月）
				国民年金保険料（¥16,540/月）

差額	¥ 504,456
----	-----------

協会けんぽ・厚生年金になった場合、
1年あたり増える支払額

②もらう額		月額	年額
仮定	厚生年金	102,441	¥1,229,292
現状	国民年金	65,141	¥ 781,692

差額	¥ 447,600
----	-----------

協会けんぽ・厚生年金になった場合、
1年あたり増える受給額

差引合計（②-①）	¥ -56,856
-----------	-----------

出典：フリーランス協会「フリーランス白書2021 第4部 社会保障に対する課題感」
<https://blog.freelance-jp.org/20210325-12032/>

※医療保険・厚生年金試算表ーパターン1

●パターン2：30歳・扶養対象配偶者なし



- ・30歳から協会けんぽ、厚生年金
- ・20歳～29歳までは国民年金のみ（未納期間なし）
- ・平均所得400万円/東京都
- ・今後、各保険料を30年間支払う場合

①支払う額		月額	年額	内訳
仮定	健康保険（協会けんぽ）・厚生年金	95,778	¥1,149,336	健康保険料（¥33,558/月）
				厚生年金保険料（¥62,220/月）
現状	国民健康保険・国民年金	52,212	¥ 626,544	国民健康保険料（¥35,672/月）
				国民年金保険料（¥16,540/月）

差額	¥ 522,792
----	-----------

協会けんぽ・厚生年金になった場合、
1年あたり増える支払額

②もらう額		月額	年額
仮定	厚生年金	121,041	¥1,452,492
現状	国民年金	65,141	¥ 781,692

差額	¥ 670,800
----	-----------

協会けんぽ・厚生年金になった場合、
1年あたり増える受給額

差引合計（②-①）	¥ 148,008
-----------	-----------

出典：フリーランス協会「フリーランス白書2021 第4部 社会保障に対する課題感」
<https://blog.freelance-jp.org/20210325-12032/>

※医療保険・厚生年金試算表ーパターン3

●パターン3：40歳・扶養対象配偶者あり（40歳・収入なし）



- ・40歳から協会けんぽ、厚生年金
- ・20歳～39歳までは国民年金のみ（未納期間なし）
- ・平均所得400万円/東京都
- ・今後、各保険料を20年間支払う場合

①支払う額		月額	年額	内訳
仮定	健康保険（協会けんぽ）・厚生年金	101,864	¥1,222,368	健康保険料（¥39,644/月）
				厚生年金保険料（¥62,220/月）
現状	国民健康保険・国民年金	82,341	¥ 988,092	国民健康保険料（¥49,261/月）
				国民年金保険料（¥33,080/月）

差額	¥ 234,276
----	-----------

協会けんぽ・厚生年金になった場合、
1年あたり増える支払額

②もらう額		月額	年額
仮定	厚生年金	167,582	¥2,010,984
現状	国民年金	130,282	¥1,563,384

差額	¥ 447,600
----	-----------

協会けんぽ・厚生年金になった場合、
1年あたり増える受給額

差引合計（②-①）	¥ 213,324
-----------	-----------

出典：フリーランス協会「フリーランス白書2021 第4部 社会保障に対する課題感」
<https://blog.freelance-jp.org/20210325-12032/>

協会けんぽ・厚生年金の加入についての自由回答抜粋

プロフェッショナル & パラレルキャリア
フリーランス協会

Q.あなたがそのように考える理由を教えてください。（自由回答）

「ぜひ加入したい」「どちらかといえば加入したい」の自由回答抜粋(n=180)

- 国民健康保険の額が上限に達しているため高額すぎてきついです。年金は将来の投資にもありますので、年金の金額が上がっても健康保険の額が下がるのであれば是非加入したいです。フリーランス協会に加入していますが、最も望んでいることが協会けんぽの加入です。是非是非実現をよろしくお願いいたします。(40代男性)
- 国民健康保険を年間75万も払っていますが、本当に高すぎると思います。フリーランスになって一番どうにかしてほしいと思っているのが国民健康保険です。(40代女性)
- 傷病手当金の安心感は非常に大きいです。これが受けられないのがフリーランスの一番のデメリットではないかと感じています。(30代女性)
- 現在の職種だと入れる国民保険組合がないので、ほかの職種との格差となっていると強く思う。その溝を是正していただきたいと思っている。年金に関しては受給予定額があまりにも低いので厚生年金を選択できれば資産形成や老後準備の幅ができてある程度の不安が取り除かれ、良いと思う。(40代女性)
- 同じく、フリーランスの父の老後を見て (50代男性)
- 国民年金は死亡給付がほぼ無く(18歳未満の子供がいる場合のみ)、掛け捨てになる可能性が高い。また障害時の年金額も低いし、扶養制度も無い。同じ年金制度とは思えないほど、国民年金は不利な面が多い。(40代男性)
- 年金、特に遺族と障害が、厚生年金に入っているのと入っていないとでかなり違ってくるので、その点で、健康保険と厚生年金に加入したい。(40代女性)
- 法人化せずとも厚生年金に代わる年金制度があればと思う。また、個人が加入できる産業別労働組合も必要とか思う。(30代女性)
- 夫はいるが、収入が被扶養者の条件を超えているため国民健康保険第一号者となっている。コロナで収入が減少したが、夫が世帯主ということで減免制度が使用できない。専業主婦を前提とした現在の制度はおかしい！(50代女性)
- 保険の関係で、今は扶養内で働いているが、本当はもっと働きたい。(20代女性)

協会けんぽ・厚生年金の加入についての自由回答抜粋

プロフェッショナル & パラレルキャリア
フリーランス協会

Q.あなたがそのように考える理由を教えてください。（自由回答）

「どちらともいえない」の自由回答抜粋(n=124)

- 現在、国民年金、国民年金基金、ideco、小規模企業共済、団体の健康保険に加入しており、それぞれの内容に納得しており、将来、会社員と同等の金銭を得られる予定であり満足している。(40代女性)
- 企業人のように一律の中でしか選べない不自由さに比べ、投資商品として、他の金融投資商品と比べて、自在に選べるのがフリーランスの良さかと考える。(50代男性)
- 個人で支払うには厚生年金保険料が高過ぎます。これは個人事業主が全て負担するのではなく、個人事業主の特例などを何かしら設けて減らして頂かないと現実問題支払える人は少ないのでは。(40代女性)
- 支払える収入だと加入したが、支払えるほど収入がない (50代女性)
- 自分がパターン1に当てはまるが、毎年50万円程度追加で支払うかと思うと、少々今後の年収・報酬に不安を感じる。しかし、もらえる金額もある程度、想像より大きかったなので、差額で考えると悪くはないと思う。(40代女性)
- 年齢的に、今から年金系の支払いが増えても、すぐに受け取る側の年齢になってしまうため。(50代男性)

「まったく加入したいと思わない」「どちらかといえば加入したいと思わない」の自由回答抜粋(n=99)

- 支払額が高すぎる。(40代男性)
- 今の収入から考えても支払いは難しい。(30代男性)
- 国保の金額も含めてですが、健康保険の支払のためだけで、これだけの金額を支払う事は無理です。とても生活が成り立ちません。保険を払うために、無理をして健康を損なう気がします。(50代男性)
- 労使折半がないため、割高に感じてしまう。年金は本当に貰えるかわからないし。(30代女性)
- 収入が多いと払う額が増えそうだし、扶養対象がいないと、払うばかりになりそう。法人成りすれば厚生年金に入れると思うので、必要であれば法人成ります。(40代女性)
- 収入が高くなり安定した場合、厚生年金の支払額は国民健康保険よりも負担が大きいと思うので。(30代女性)
- 40歳までは会社員として厚生年金に加入していたので、差額を考えると今から加入するのはメリットをあまり感じない。支払いの額が相当きついと思う。(50代女性)
- 現在の年齢を鑑みると、投資などで資金を増やす方が現実的であり、今から厚生年金に加入するメリットを感じないため。(40代女性)
- 年齢的にあまりメリットがない (50代男性)

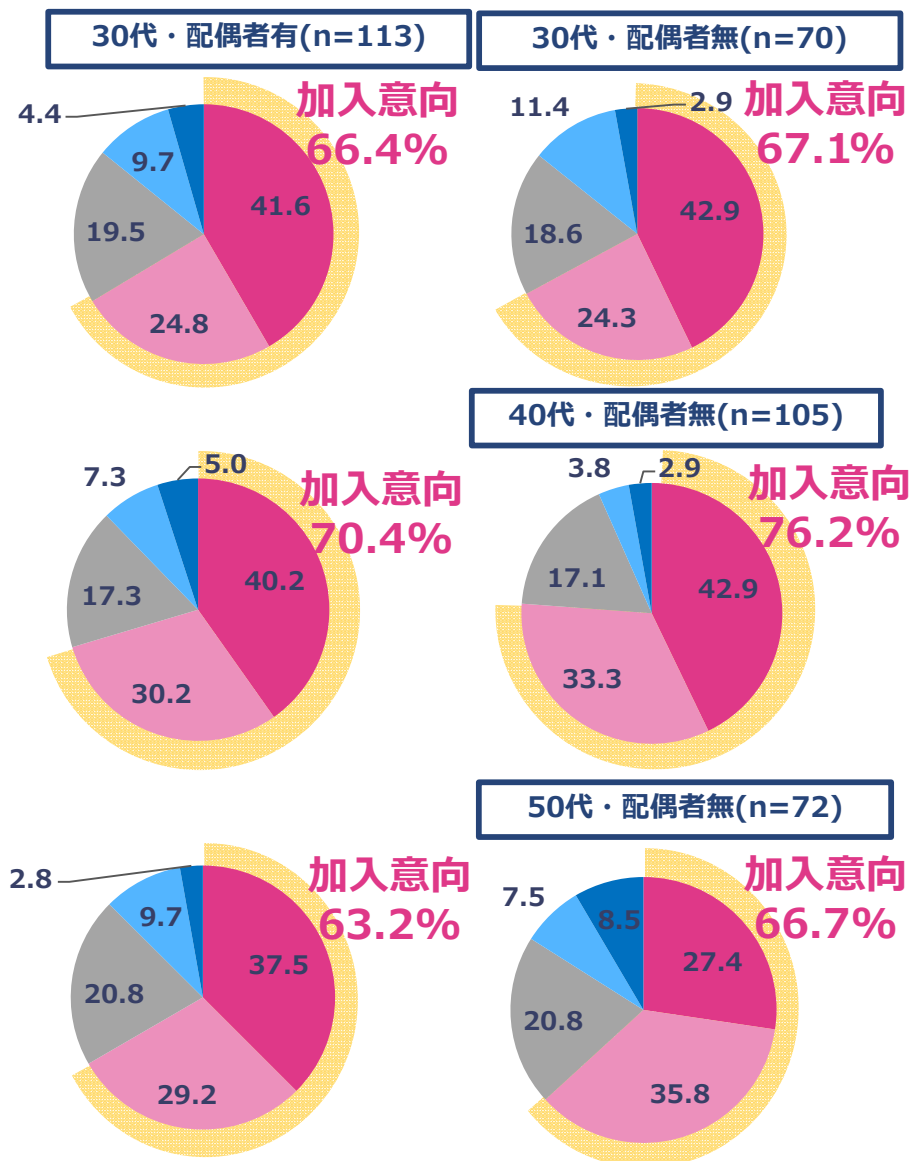
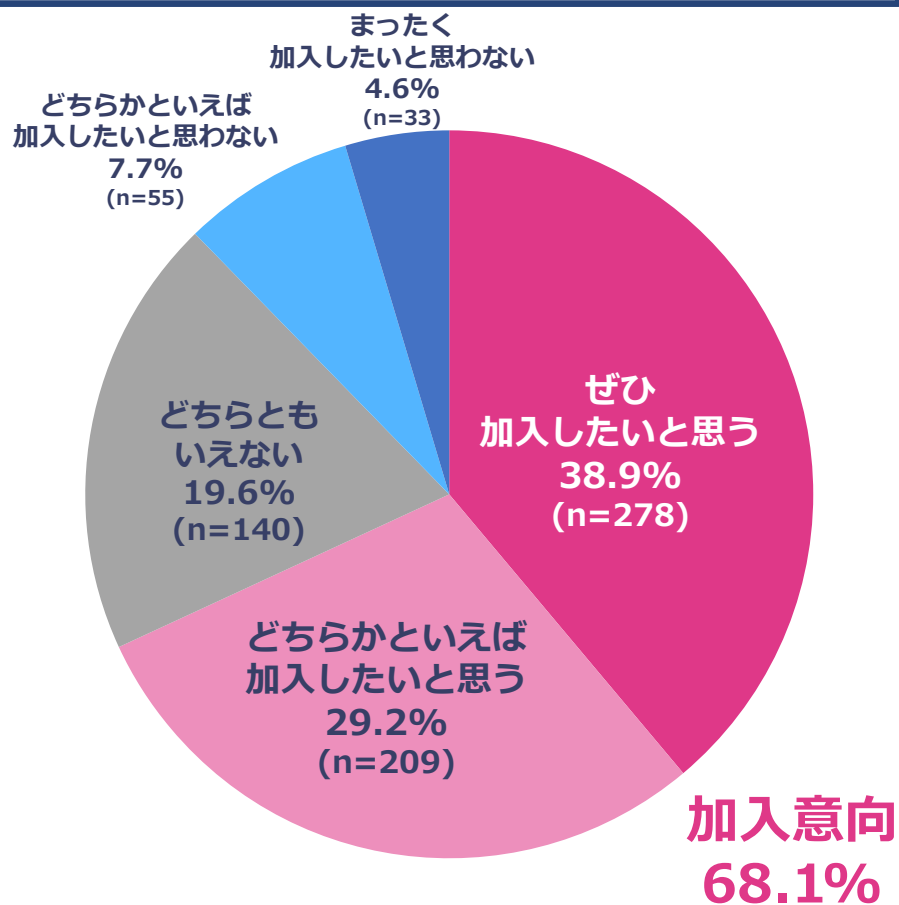
雇用保険への加入意向（保険料試算に基づく）

Q.フリーランスも自己負担で雇用保険金に加入できるとしたら、あなたは加入したいと思いますか。

（単一回答）

（n=715 単位：％）

雇用保険シュミレーション			
支払う額		月額	年額
	雇用保険	3060 円	36,720
年間支払い額合計		円 36,720	



出典：フリーランス協会「フリーランス白書2021 第4部 社会保障に対する課題感」
<https://blog.freelance-jp.org/20210325-12032/>

雇用保険の加入についての自由回答抜粋（意向別）

Q.あなたがそのように考える理由を教えてください。（自由回答）

「ぜひ加入したい」「どちらかといえば加入したい」の自由回答抜粋(n=278)

- 失業は自己責任と割り切ることもできなくはないものの、介護休業はまったく自己責任ではなく（強いて言えば「家族の責任」）、そのリスクに保険によって備える・対処することは必要だと思うため。（30代男性）
- 契約書がなく、担当者の機嫌次第でいつ切られるかわからず不安（50代女性）
- 仕事が極端に減ったり収入減がなくなった時の保証がないのが最大の心配事だからです！（40代女性）
- いざとなった時に頼るものが何もないのは本当に辛い。精神的に追い詰められる。（50代女性）
- フリーランスの場合「自己都合退職(仕事したくなくなって辞める)」は、サラリーマンと比べて可能性が低いので、給付の必要性は低く、無くても良い。(怪我、病気、介護などやむを得ない理由の自己都合は除く)その反面、育児や介護、高齢が理由による収入減少など「継続給付金」のカテゴリーや、取引先から急に取引を停止された場合などの「やむを得ない理由による収入減」については、サラリーマン同様に保護される権利があるべきだと考える為。（40代男性）
- 特に教育訓練給付金で勤め人と比べて不利と感じているから。（40代男性）
- 民間で同等の保障を提供してくれる商品はおそらくないので。フリーランスの場合はどの状況をもって失業とするのかが難しいが、介護休業・育児休業給付金、教育訓練給付金だけでも良いので実現してほしい。（30代女性）
- 保障があるのはありがたいです。ただ、失業等給付金については、フリーランスの「失業」の定義を明確にする必要があると思います。仕事の予定がない期間が3ヶ月続いたら失業、次の支払いがあったら失業給付は終わり？ など。「ある程度の年収はあるものの、今月来月は支払いがないから失業給付…」となると、かえって会社員より有利になってしまうため、そういった点は気になります。見込み含め年収ベースで考えるべきでしょうか。（40代女性）
- フリーランスのスキルアップに教育訓練給付金が使えたら助かるし、ライフイベントに対応するためにフリーランスになった女性は多いと思われるので、育児介護休業給付金があるのは大きいと思う。（40代女性）
- 雇用形態により補償に差が出るのは不平等であると、コロナ禍のような不測の事態に出会い一層考えるようになった。（30代女性）
- 思ったよりも年間の支払い金額が手ごろなので、加入できたらいいなと思った。育児休業の給付金がないことなどが、私の家族で子供を諦めた理由なので、そういう意味でも家族が安心できる仕組みではないかと思った。（40代女性）

雇用保険の加入についての自由回答抜粋（意向別）

Q.あなたがそのように考える理由を教えてください。（自由回答）

「どちらともいえない」の自由回答抜粋(n=71)

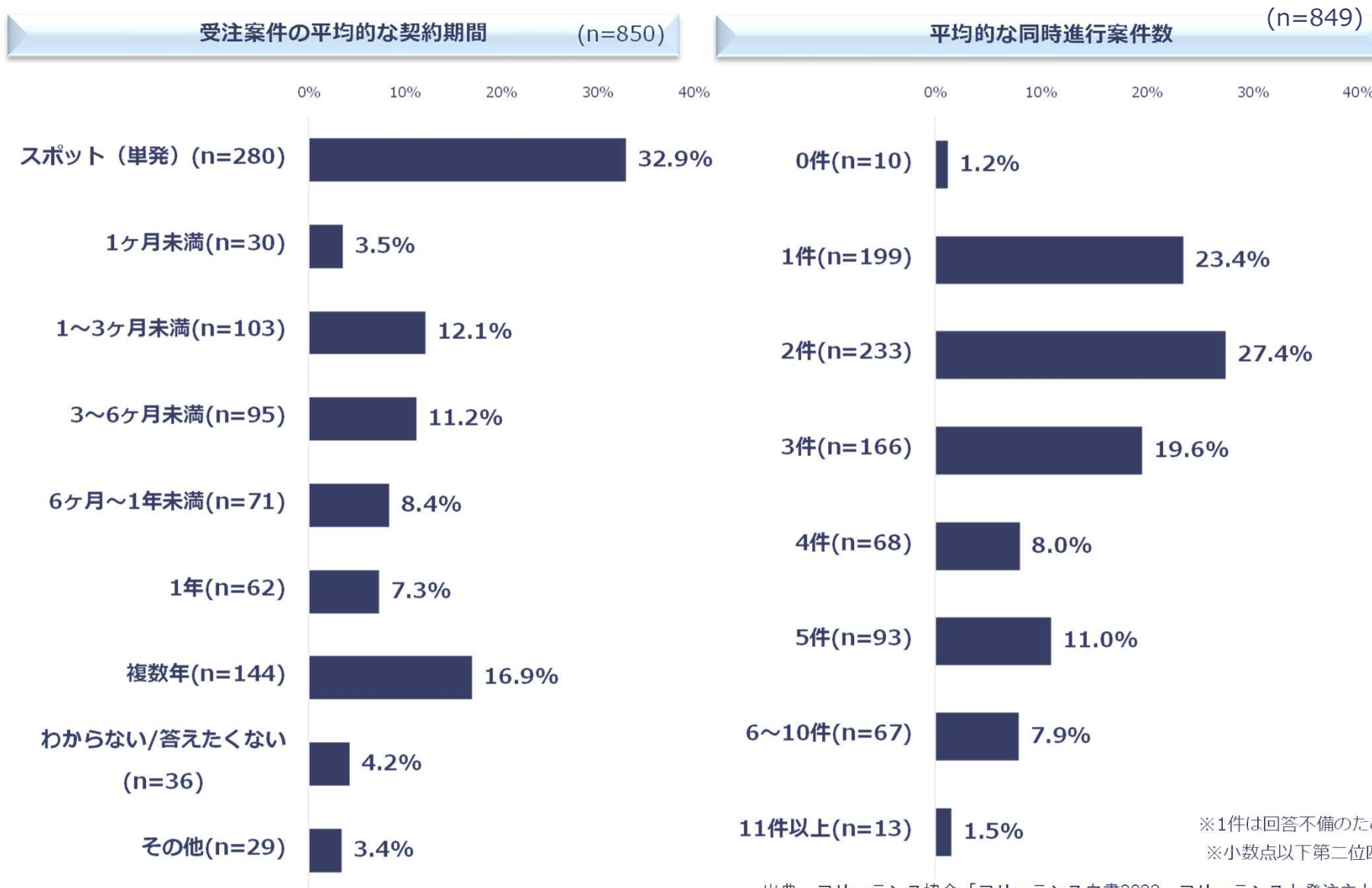
- 個人としては「加入を考えない」としたい。フリーランスは経営者であるとし、雇用者ではないため、商売を上手にすることが必須で、そうでないならフリーランスを辞める必要がある。しかしながら、配偶者や扶養家族を持っている場合、自分を含む家族を支えるために、社会全体で支え合うような保険があることは救われると思う。（40代男性）
- 個人事業主の失業状態の判断が難しいかなと思うため。個人的には加入したい。（50代男性）
- 雇用保険のメリットのうち、教育訓練給付金には興味があります。しかし、年間36,720円ならば3年間で10万超えとなり、雇用保険を払ったほうが損をするかと思います。子どもを持たないDINKSなので、私にとっては育休は不要です。（30代女性）
- 失業のリスクに備えるのであれば別途安価な保険があるし、教育訓練の給付金は常日頃学び続ける必要があるフリーランスにはあまり関係がないように思われる。それ以外の2つの給付金は魅力的だが、この2つの内容で年36720円は若干高いように感じるため。（30代女性）
- 仕事ができる状態にあれば、収入を得る自信はあるので、雇用保険にはあまり魅力は感じない。（50代男性）

「まったく加入したいと思わない」「どちらかといえば加入したいと思わない」の自由回答抜粋(n=59)

- そもそも複業者で仕事が無くなれば他にある仕事をやるだけなので。（50代男性）
- 教育訓練給付金と、介護休暇給付金は魅力を感じる。しかし、現状の制度のままと考えると、教育訓練給付制度はそのタイミング次第。新しい技術習得で次のチャレンジに進めるタイミングはこれまで以上に多くなりそう。フリーランスの失業の定義も課題となりそう。（30代女性）
- 社会として補償があれば、多くの人が会社雇用に縛られることなく、フリーランス的な働き方に踏み出せると思うので、あったほうがいいと思う。だが、自分が受給することを考えると、投資や貯蓄性の高い保険に入っておいたほうが、実際にできる金額は多いのではないかなと思う。（50代女性）
- 失業等給付金、休業給付金が自分としては必要となってくると思うが、フリーランスにおける失業・休業の定義がとても曖昧なものだと思うので、給付されるのに手続きなどが複雑になることが予想される。その複雑な手続きと保険料を考えると、面倒くさそうだと思うから。（30代女性）
- 雇用先で雇用保険に入れているから。それが雇用&個人事業主のメリットなので、続けていくつもり。（30代男性）

発注者への保険料負担を求めているわけではない

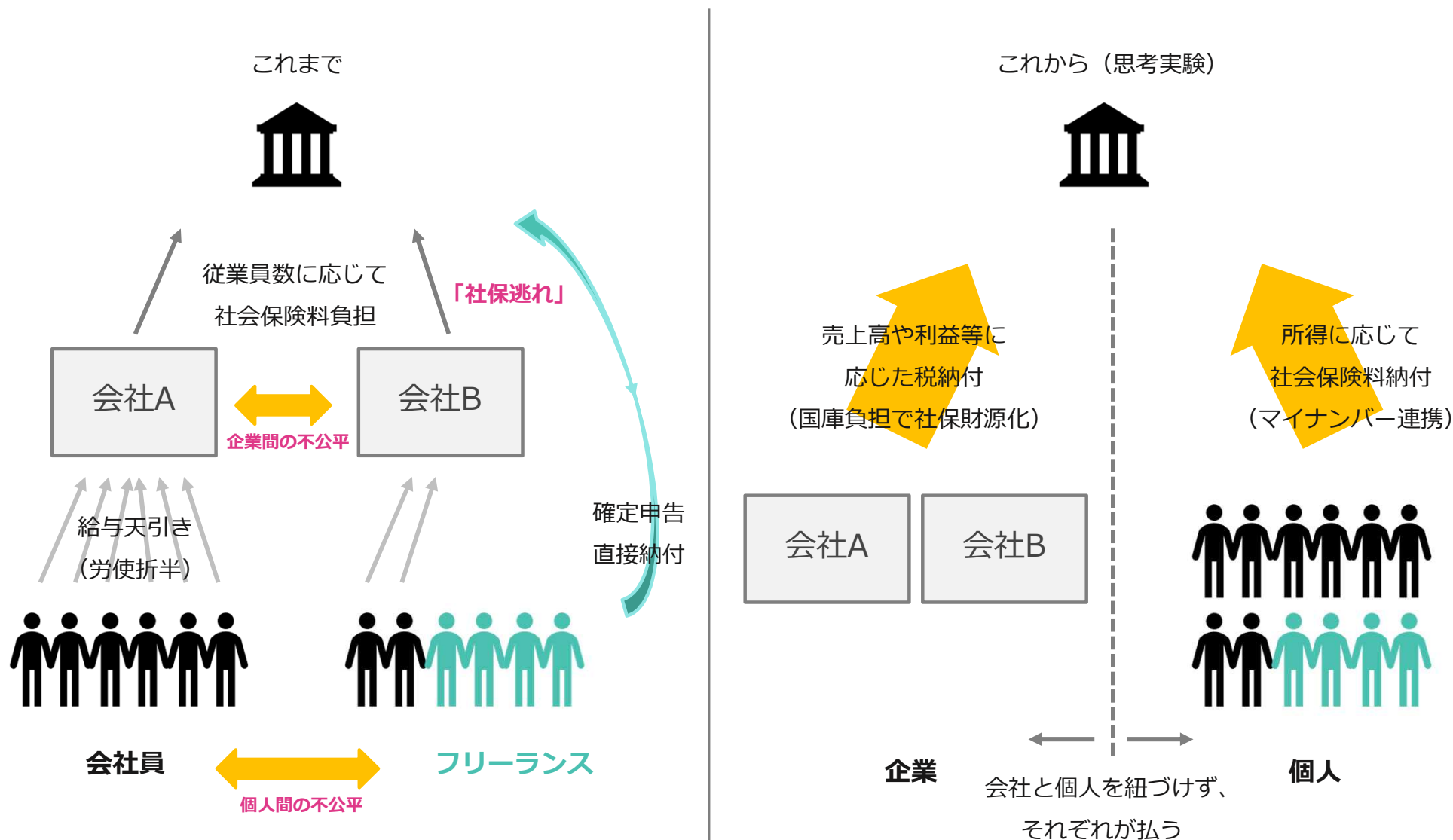
非連続的に不特定多数の事業者と取引するフリーランスは、
発注者に社保負担してもらうような関係性ではない



出典：フリーランス協会「フリーランス白書2023 フリーランスと発注主との関係構築」
<https://blog.freelance-jp.org/wp-content/uploads/2023/03/FreelanceSurvey2023.pdf>

勤労者皆保険の構築に向けた課題意識

企業と個人の関係性が変わってきている中で、
社会保険料納付の仕組みもアップデートが求められているのでは



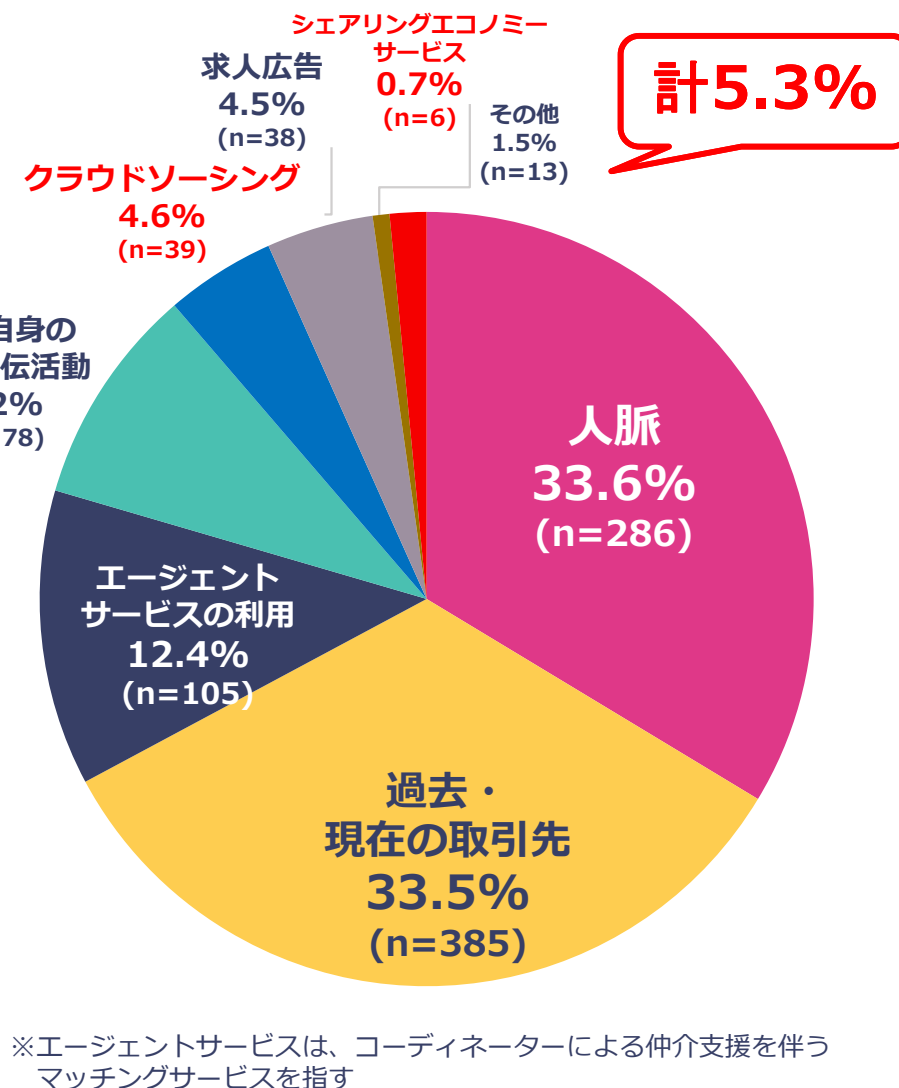
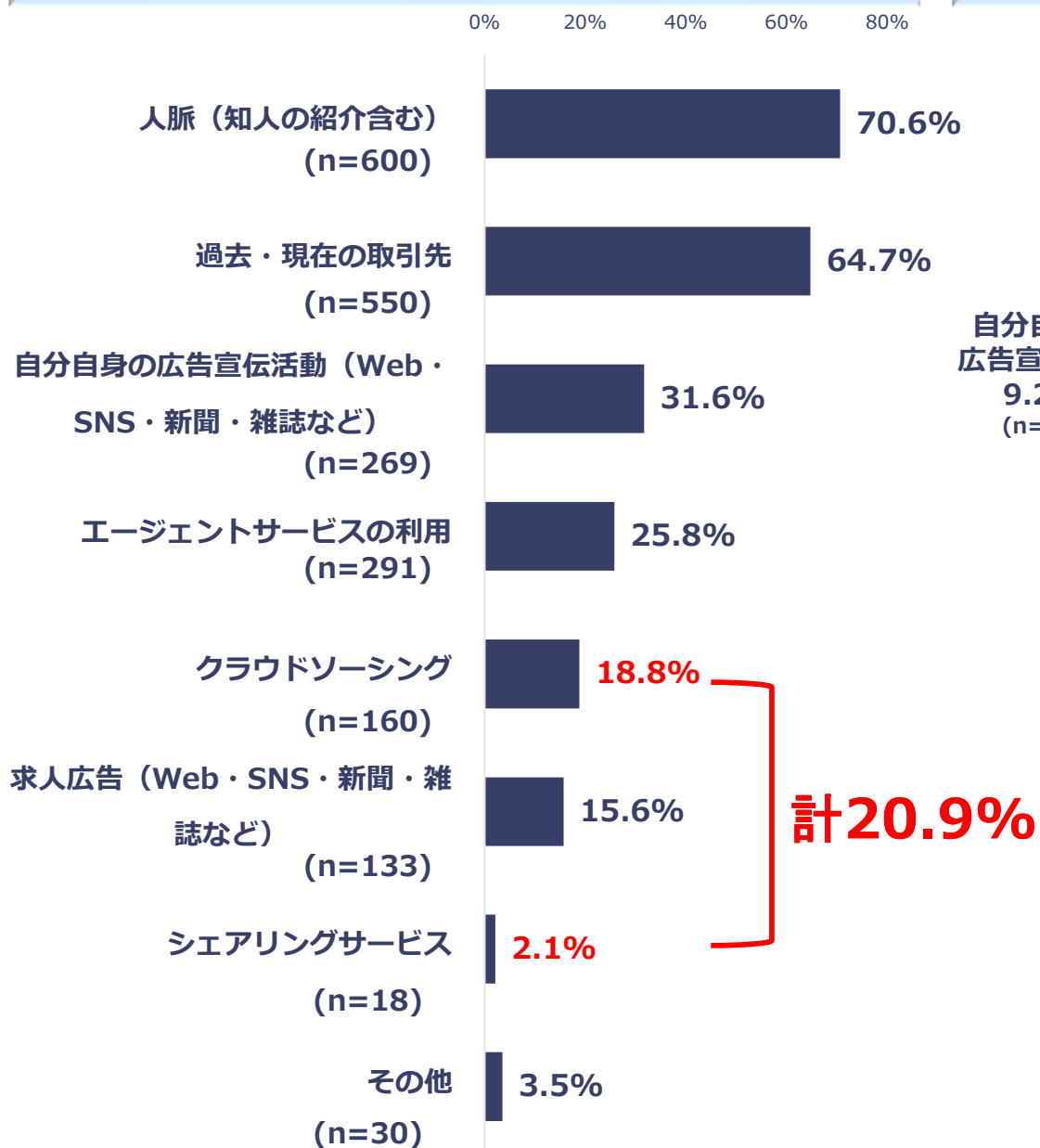
- ・フリーランスの納税・社会保険料支払いをどう担保するか？
マイナンバーや源泉徴収的な仕組みで、所得の捕捉と納付漏れ防止など
- ・企業間の不公平（副次的な社保逃れ）をどのように解決するか？
「被用者の人数」によらない公平な社保（税）徴収の仕組みが必要
- ・労使折半ではない、企業と個人の適切な保険料負担割合は？
財源確保のためのシミュレーションから設計→労使双方の納得感醸成
- ・被用者でない法人経営者が社保に入れるなら、個人事業主も入れる？
但し、労使折半がない中での保険料支払い負担の問題あり
- ・2階建てで強制加入＋任意加入の組み合わせは現実的か？
行動経済学の知見も使いながら誘導していくなど

ご参考)
ギグワーカーについて

仕事獲得経路とギグワーカーの割合

直近1年間で仕事獲得に繋がったことのあるもの
(複数回答) (n=850)

その中で、最も収入が得られる仕事の獲得経路
(単一回答) (n=850)



出典：フリーランス協会「フリーランス白書2023 フリーランスの仕事獲得経路」
<https://blog.freelance-jp.org/wp-content/uploads/2023/03/FreelanceSurvey2023.pdf>

フリーランス=ギグワーカー=Uberなのか？

国内のフードデリバリー配達員は20～30万人^{*1}

平均稼働時間が週40時間以上の配達員は21.2%^{*2}

専業とみられる人は4～6万人

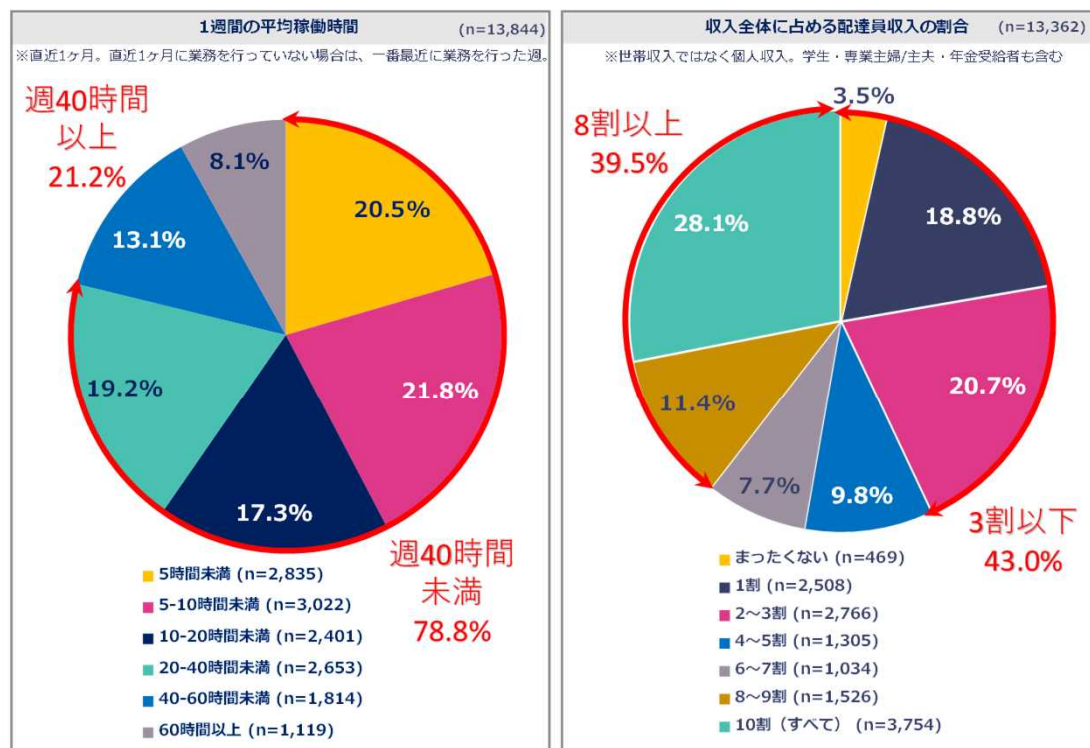
^{*1} 一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会（JaFDA）

^{*2} 「フリーランス白書2022 第3章フードデリバリー配達員実態調査」フリーランス協会

国内のフリーランス人口は257万人^{*3}

フードデリバリー配達員を
主な収入源とする人は、
フリーランス全体の**1.5-2.3%**の規模感

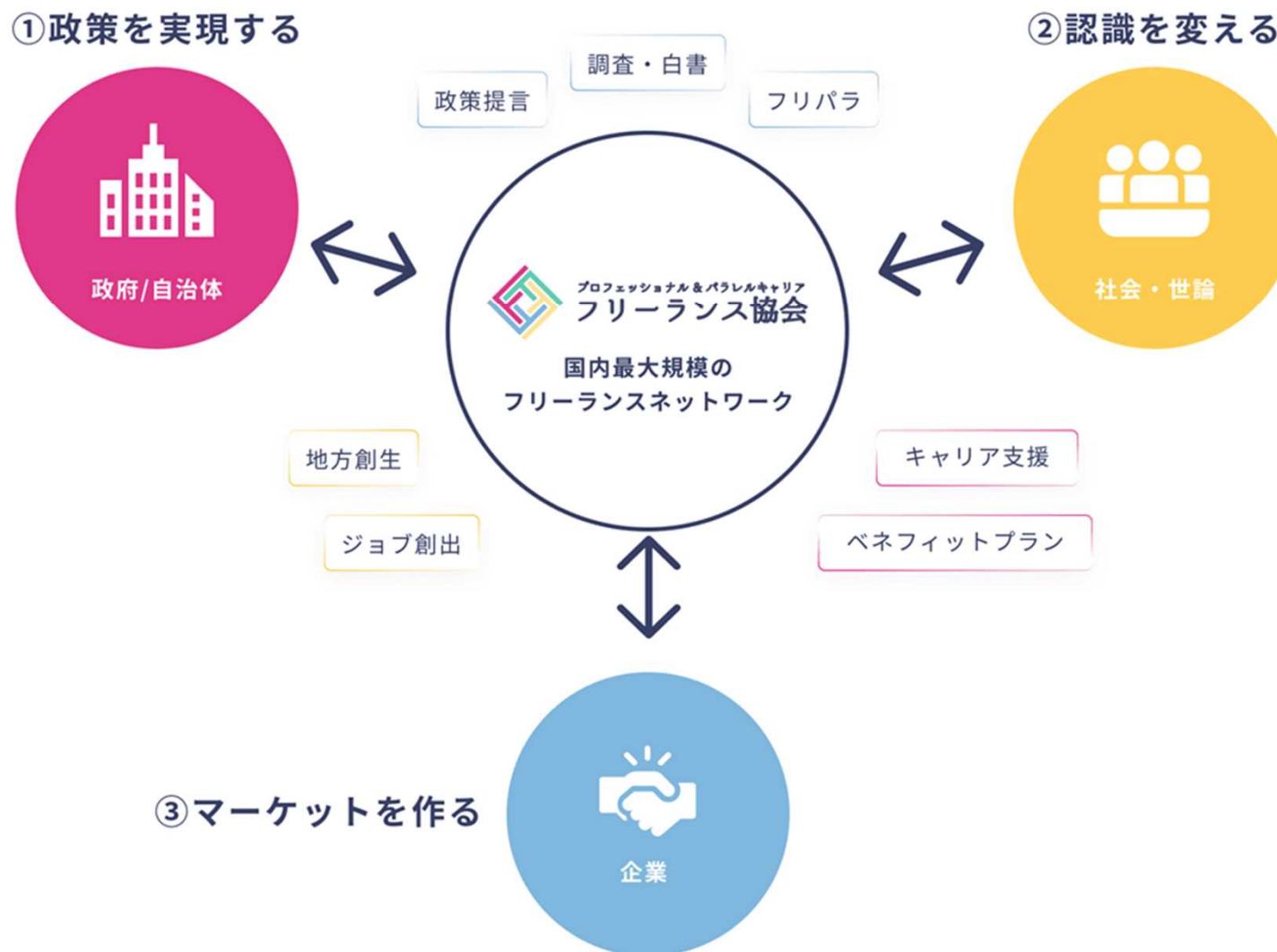
^{*3} 総務省「2023年就業構造基本調査」



マスメディアの注目の高さが、
フリーランスやギグワーク全体像の理解を
ミスリードしている可能性は高い

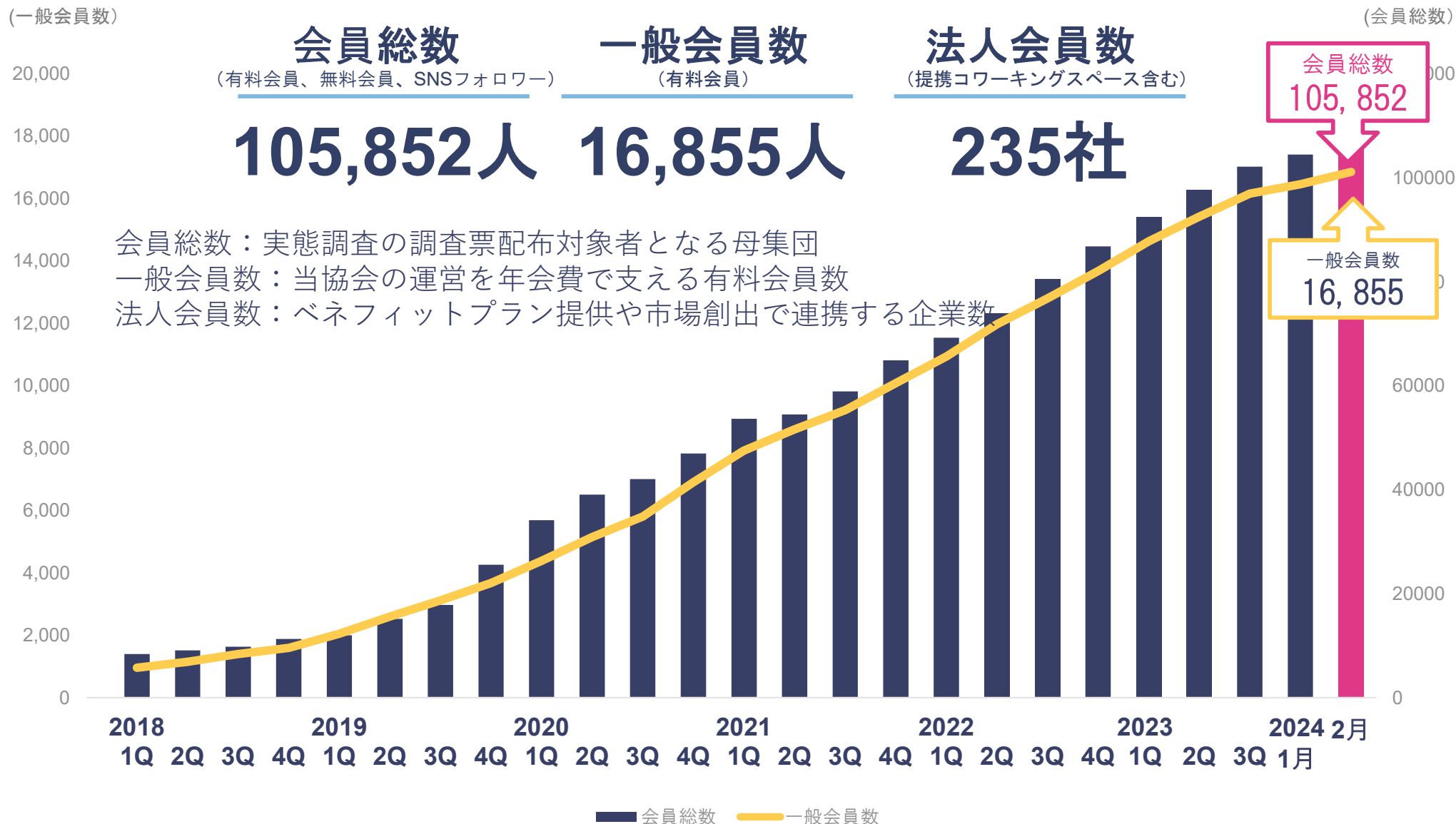
ご参考)
フリーランス協会について

誰もが自律的なキャリアを築ける世の中へ



フリーランス協会の会員規模

より多くの、より多様なフリーランスの声を集めるため、
調査票配布対象者の拡大を目指しています



※2024年2月29日現在

ベネフィットプラン一覧

無料会員でも使える
スタンダードベネフィット一覧



リスキリング (IBM SkillsBuild)

ビギナーからプロフェッショナルまで、
6000以上のコースが受講し放題！



コミュニティ (TeamLancer)

同業種・同エリアなど、フリーランス仲間と
出会える、つながる



コワーキングスペース

全国の提携コワーキングスペースを特別
価格でお得に利用できます

税務



確定申告支援



クラウド会計



税理士サポート

ライフ



住宅



wi-fi・携帯電話



家事代行・
シッター

マネー



銀行口座



報酬先払い



クレジットカード

キャリア・デザイン



キャリア相談



webサイト制作



仕事紹介

法務・契約



法務相談



登記支援



バーチャル
オフィス

一般会員だけが使える
プレミアムベネフィット一覧



賠償責任保険



弁護士費用保険



収入・ケガ・介護
の保険



キャリア相談



福利厚生

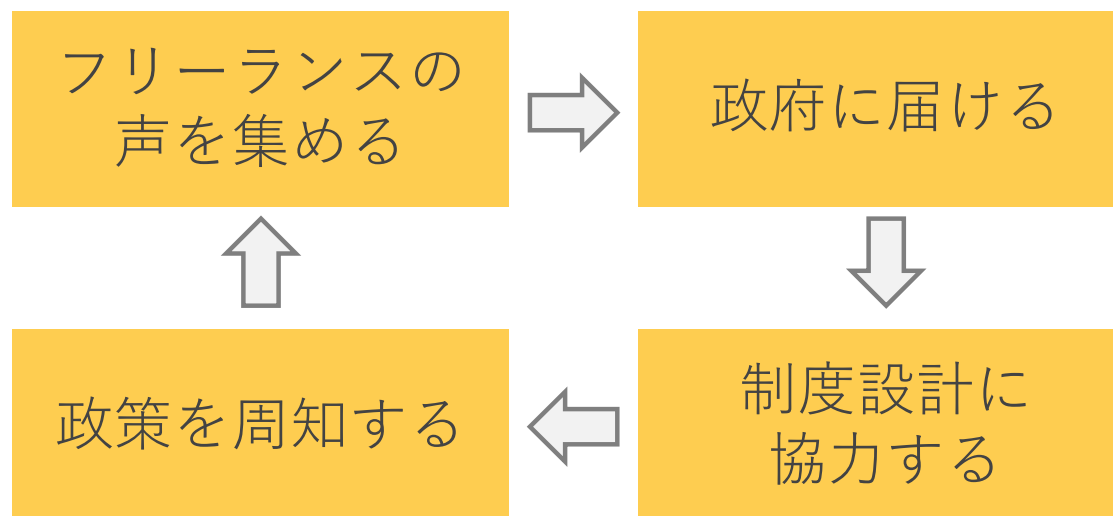


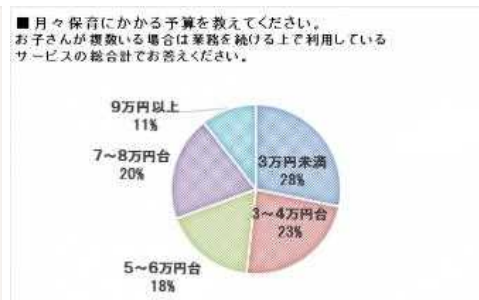
Zoom特割 &
アップグレード



法務・税務相談

フリーランスの多様な課題やニーズを可視化して、伝える





参考：
「フリーランスの保活における課題解決に向け、厚労省と内閣府が全国自治体へ通知」
<https://blog.freelance-jp.org/20171230-1218/>

内閣府・厚労省より全国自治体へ フリーランスへの配慮を求める通知

事務連絡
平成 29 年 12 月 28 日

各都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度担当課 御中
保育担当課

内閣府 子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省 子ども家庭局 保育課

多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて

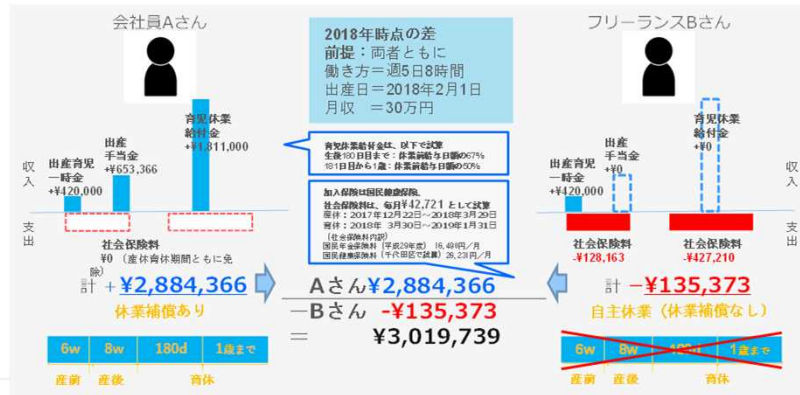
保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、保護者の多様な働き方が広がっている現状に鑑み、保育所等の利用調整に関して、具体的な留意事項等を下記のとおりお示ししますので、内容を十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に規定する利用調整を行うに当たっては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえるため、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について（平成 26 年 9 月 10 日付け府政令第 859 号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知。以下「留意事項通知」という。）等を踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

留意事項通知第 2 の 1 の（2）の ア の（イ）において、「就労の形態については、居宅外での労働のほか、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること（自営業、在宅勤務等）も対象とする」と示しているところ、多様な働き方が広がっていることに鑑み、それぞれの保護者の就労状況をきめ細かく把握し、実態に応じた取扱いが可能となるような点数付けが望ましいことから、以下の点に留意すること。

参考：
内閣府／厚生労働省「多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/s75.pdf>



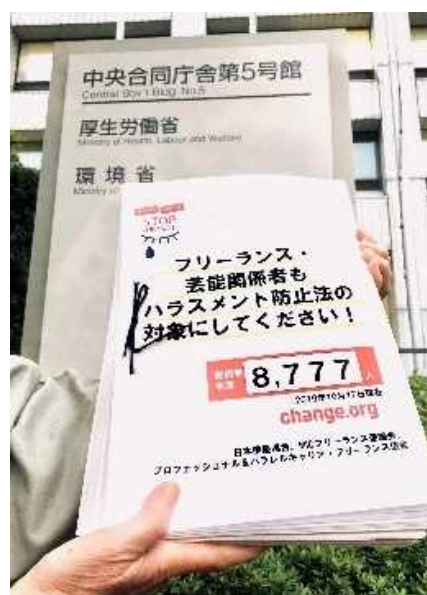
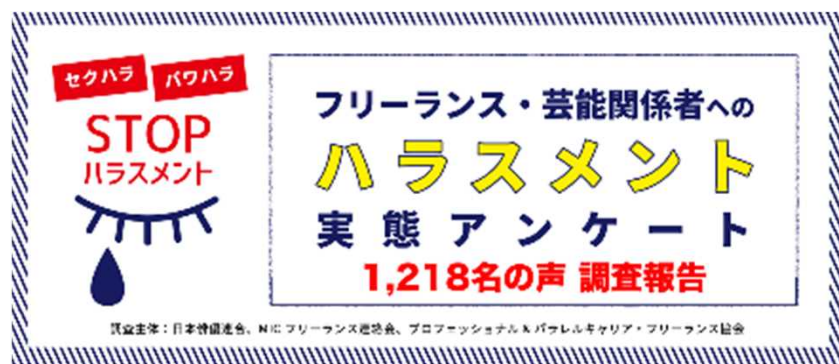
国民健康保険・国民年金保険の保険料免除



ペンディング...

参考：
「フリーランスと経営者の妊娠・出産・子育てに関する緊急アンケート調査」
<https://blog.freelance-jp.org/20180222-1519/>
「小さな声を大きな声へ。13900名の署名を厚生労働省に提出してみた」
<https://blog.freelance-jp.org/20180628-2220/>
「働き方に中立な社会保険制度ってどういうこと？」
<https://blog.freelance-jp.org/20190411-3664/>

参考：
HUFFPOST 2022/11/22
https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_ip_637c1a35e4b0a97fec7fc8ad
朝日新聞デジタル 2022/11/24
<https://digital.asahi.com/articles/ASQCS6KPSQCSUTFL00G.html>



ハラスメント防止措置の中で フリーランス・就活生に対する取組に言及

職場におけるパワーハラスメント対策が
事業主の義務になりました！

～ セクシュアルハラスメント対策や
妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策
とともに対応をお願いします ～

パワーハラスメント関係及びセクシュアルハラスメント、
妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント関係の改正
については、2020年（令和2年）6月1日に施行されます

I 職場におけるパワーハラスメント	2
II 職場におけるセクシュアルハラスメント	7
III 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	10
IV 職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための関係者の責務	18
V 職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等 に関するハラスメント防止のために事業主が雇用管理上講ずべき措置等	19
VI 事業主が自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し 行うことが望ましい取組の内容	32
VII 事業主が他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや 顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組	33
VIII 罰則	34
IX 関連条文、附則	41

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

VI 事業主が自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行う ことが望ましい取組の内容

- 労働施策総合推進法等に定められた事業主・労働者の責務規定（P18参照）の趣旨に鑑みれば、事業主は、責務規定で明示されている他の労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）に対する言動のみならず、労働者以外の者に対する言動についても、その雇用する労働者が注意を払うよう配慮するとともに、事業主自身や労働者もその言動に注意を払うよう努めることが望ましいものです。
- こうした事業主・労働者の責務の趣旨も踏まえれば、事業主は、**その雇用する労働者以外の者（*）に対する言動についても、以下の取組を行うことが望ましいため、積極的に対応を進めましょう。**
 - * 取引先等の他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者、労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行っている者、教育実習生等）

<望ましい取組>

- (1) 雇用管理上の措置として職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、これらの者に対する言動についても同様の方針を示すこと。
- (2) これらの者から職場におけるハラスメントに類すると考えられる相談があった場合に、その内容を踏まえて、Vの雇用管理上講ずべき措置を参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めること。

参考：
フリーランス協会「フリーランス・芸能関係者へのハラスメント実態アンケート調査結果」
<https://blog.freelance-jp.org/20190910-5309/>
フリーランス協会「ハラスメント防止指針の素案に関する緊急声明を出しました」
<https://blog.freelance-jp.org/20191023-5897/>

参考：
厚生労働省「パワーハラスメント対策が事業主の義務となりました！」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/sei_saku06/index.html

2020年3月9日に緊急要請を公開



首相・大臣ヒアリング 1回
議員・政府高官ヒアリング 6回
記者会見 1回
メディア露出 51件
政府担当者との調整 毎日



自粛解除を除き、ほぼ満額回答

フリーランス向けの主な支援策（2020年4月27日時点）

事業者	給付	持続化給付金（個人事業主100万円、法人200万円の現金給付）
	融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付制度（最大3千万円の無利子・無担保融資）等
	税制	中止等イベントのチケット払い戻し放棄の寄附金控除（イベント主催者向け）
	要請	フリーランスとの取引における適切な配慮要請（一方的な取引中止・変更の回避）
子育て世帯	給付	小学校休業等対応支援金（休校で契約履行できない人に月額4100円の支給）
	助成	企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置（月最大26万4千円の助成）
生活困窮者	給付	住居確保給付金（減収した人の家賃相当額を自治体から家主に支給）
	貸付	緊急小口資金、総合支援資金（段階的併用で最大4か月80万円／返済免除あり）





参考：
フリーランス白書2020 第5章 フリーランスの契約トラブル実態調査
https://blog.freelance-jp.org/wp-content/uploads/2020/06/2020_0612_hakusho.pdf
「自民党 経済成長戦略本部でお話ししてきました」
<https://blog.freelance-jp.org/20200325-7902/>
「フリーランスが安心して働ける契約ルールの法案提出まで、もう少し」
<https://blog.freelance-jp.org/20230210-17495/>

フリーランス・トラブル110番の開設と フリーランスガイドラインの策定



フリーランス・トラブル110番

<https://freelance110.jp/>

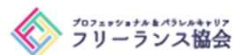
内閣官房ほか「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/portal/new_workstyle/freelanceleaflet.pdf

フリーランス新法の立法



フリーランス協会「フリーランス新法に関する記者会見を行いました」
<https://blog.freelance-jp.org/20230428-18408/>



2021年10月

インボイス制度導入によるフリーランスへの影響・不利益を 最小限とするための取組み要請

東京都中央区八重洲2-8-7 福岡ビル 4F
一般社団法人プロフェッショナル＆パラレルキャリア・フリーランス協会
代表理事 平田麻莉

今般のインボイス制度導入により影響を受けやすい個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者及び仲介事業者が、取引上の適切な配慮を行うように政府から独占禁止法や下請法等の法令遵守要請を行うなど、制度導入以降も個人事業主・フリーランスが引き続き円滑に事業を行いやすい取組みを行ってください。

1. 概要

免税事業者であっても仕入時には消費税を負担していますが、インボイス制度が導入されると、発注事業者または仲介事業者が、適格請求書等を発行できない免税事業者に対し、消費税の転嫁拒否（不当な値下げや内税の強要など）や、一方的な契約解除、取引排除などを行う可能性があります。

また、相対的に弱い立場にある免税事業者が、取引排除を避けるために適格請求書発行事業者になることを選択する場合に、発注事業者や仲介事業者と、消費税相当額の転嫁（値上げ）のための協議の場を設けることが困難なケースも想定されます。

元来事業基盤が弱く、収入の減少が生活基盤の悪化に直結しやすい個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限とするため、財務省や公正取引委員会、中小企業庁といった関係官庁の連名で、各業界団体に対して、発注事業者および仲介事業者としての必要な配慮等について要請するなど、個人事業主・フリーランスの事業環境の整備に関する取組みを行ってください。

2. 政府に行っていたきたい内容

・免税事業者であるという理由のみで、取引の相手方である個人事業主・フリーランスに対し、消費税の転嫁拒否（不当な値下げや内税の強要など）や一方的な契約解除、一方的な取引排除を行わず、下請振興法、独占禁止法及び下請代金法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うことを、発注事業者および仲介事業者に対して要請すること。

・免税事業者であるという理由で取引の相手方である個人事業主・フリーランスとの取引を、やむを得ず行わないとする際には、適格請求書発行事業者登録の十分な検討期間を与えるなど、その影響が最小限となるよう配慮するように、発注事業者および仲介事業者に対して要請すること。

p. 1

独禁法・下請法による取り締まり方針 (Q&A) の整理と広報周知

【事例3】

○ 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、**価格転嫁を求めた**。

○ その際、「インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。承認いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。」という文書を用いて要請を行った。また、**要請に当たっての価格交渉にも応じなかった**。

(1) 課税事業者は「これは免税事業者との取引が多いので、必ずしも、課税事業者にならなければならぬ」と主張した。

(2) 要請文書には「免税事業者は、消費税を納付する義務があります。消費税を納付しない事業者は、消費税を納付する事業者から消費税を徴収することができません。したがって、免税事業者は、消費税を納付する事業者から消費税を徴収することができません。したがって、免税事業者は、消費税を納付する事業者から消費税を徴収することができません。」と記載されていた。

(3) 価格交渉（免税事業者の主張のAさんの場合）
免税事業者の主張でも、価格を据え置いてもらえませんか？
免税のままで10%価格を引き下げます！それがいやなら今後の取引は考えさせていただきます。

(4) 価格交渉（課税事業者の主張のBさんの場合）
取引を切られるのは困る……！
課税事業者になります！
ありがとうございます。では、今まで通りの金額でお願いします。
価格転嫁するのには、価格交渉もさせてください……

>それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります！
課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、それに応じなければ取引を打ち切る**など、**一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合も同様です。**

財務省「インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/20220119menzeiga_4.pdf

財務省「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/20220119menzeiga_2.pdf

負担軽減措置、補助金拡充などの支援措置

免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、

- ・消費税納税額は売上税額の2割（売上全体の2%）
- ・持続化補助金の補助上限額が一律50万円加算
- ・中小企業は、1万円未満の課税仕入れについては、インボイス不要で仕入れ税額控除可

財務省「インボイス制度、支援措置があるって本当!？」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html

フリーランス協会「インボイス制度導入によるフリーランスへの影響・不利益を
最小限とするための取組み要請」（2021年10月）
<https://blog.freelance-jp.org/20211028-13859/>

フリーランスの環境整備の進捗（詳細）

		フリーランス協会設立前				フリーランス協会設立後
各種セーフティネット		正社員	非正規社員	法人経営者	個人事業主	フリーランス向け対策 赤字：政府、黒字：フリーランス協会
健康	健康診断・人間ドック	○	△	△	△	WELBOX優待
	傷病手当金（健康保険）	○	△	○	×	収入・㏄・介護の保険
	労災保険	○	△	×	×	特別加入拡大（NEW!）、収入・㏄・介護の保険
出産・育児	休業・母体保護の配慮	○	△	×	×	フリーランス新法（NEW!）
	出産手当金（健康保険）	○	△	○	×	
	育児休業給付金（雇用保険）	○	△	×	×	経済的支援制度の新設
	社会保険料免除	○	△	×	×	国民年金保険料の免除、健康保険料の免除
	保育園へのアクセス	○	△	△	△	保活の不利是正、WELBOX優待
介護	介護休業給付金	○	△	×	×	収入・㏄・介護の保険
資産形成	国民年金	○	○	○	○	
	厚生年金	○	△	○	×	国民年金基金（加入促進）
	資産形成（iDeCo、NISA）	○	○	○	○	
安定収入	失業保険	○	△	×	×	創業者の受給期間延長
	職業訓練給付、リスクリング投資	○	△	×	×	IBM SkillsBuild（Udemy for SkillsBuild）ほか
	仕事獲得支援	○	○	×	×	フリーランスDB
	キャリア相談（キャリアドック）	○	△	×	×	フリーランスキャリアドック
契約トラブル	契約条件明示・履行確保等（労働法制）	○	○	×	×	フリーランス新法（NEW!）
	相談窓口（労働基準監督署）	○	○	×	×	フリーランス・トラブル110番
	賠償責任保険	—	—	—	—	フリーランス向け賠償責任保険
	弁護士費用保険	—	—	—	—	フリーガル（弁護士費用保険）
ハラスメント	ハラスメント防止措置	○	○	×	×	パワハラ防止措置、フリーランス新法（NEW!）
コロナ対策	収入減の救済措置	—	—	—	—	持続化給付金、緊急小口資金、総合支援基金
	休校に伴う子育て支援	—	—	—	—	ベビーシッター助成、小学校休業等対応支援金

誰もが自律的なキャリアを築ける世の中へ

自分の名前で仕事をしたい
人のための
インフラ＆コミュニティ



プロフェッショナル＆パラレルキャリア
フリーランス協会



推進プロジェクト

調査・白書

政策提言

キャリア
支援

パラレル
キャリア
推進

ジョブ創出

地方創生

信頼資産

フリーランス・副業ワーカー向け

ベネフィットプラン

副業・兼業人材活用に興味のある企業向け

お人ステーション